

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、<u>国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図り、もって国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。</u></p> <p>（休眠預金等交付金の交付等）</p> <p>第八条 預金保険機構は、毎事業年度、前事業年度において第四条第一項の規定により納付された休眠預金等移管金に相当する額（この条に規定する休眠預金等交付金の交付に充てるためこの条に規定する資金の取崩しについて内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた場合においては、当該額にその承認を受けた額を合算した額）から第十四条に規定する準備金の額及び次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費の額を合算した額を控除した金額のうち、第二十六条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けた事業計画の実施に必要な金額として内閣府令・財務省令で</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（休眠預金等交付金の交付等）</p> <p>第八条 預金保険機構は、毎事業年度、前事業年度において第四条第一項の規定により納付された休眠預金等移管金に相当する額（この条に規定する休眠預金等交付金の交付に充てるためこの条に規定する資金の取崩しについて内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた場合においては、当該額にその承認を受けた額を合算した額）から第十四条に規定する準備金の額及び次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費の額を合算した額を控除した金額のうち、第二十六条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けた事業計画の実施に必要な金額として内閣府令・財務省令で</p>

定める金額（第二十条第一項に規定する民間公益活動促進業務（第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第二号において単に「民間公益活動促進業務」という。）に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によって得るために必要な金額を含む。以下「休眠預金等交付金」という。）を、内閣府令・財務省令で定めるところにより、第二十条第一項に規定する指定活用団体（第十八条第二項第五号並びに第十九条第二項第三号ロ及びハにおいて単に「指定活用団体」という。）に交付し、なお残余があるときは、その残余の額を将来における休眠預金等交付金の交付、次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費又は第十四条に規定する準備金の積立てに充てるための資金として積み立てなければならない。

（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）

第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であつて、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。

定める金額（第二十条第一項に規定する民間公益活動促進業務（第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第二号において単に「民間公益活動促進業務」という。）に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によって得るために必要な金額を含む。以下「休眠預金等交付金」という。）を、内閣府令・財務省令で定めるところにより、第二十条第一項に規定する指定活用団体（第十八条第二項第五号及び第十九条第二項第三号ロにおいて単に「指定活用団体」という。）に交付し、なお残余があるときは、その残余の額を将来における休眠預金等交付金の交付、次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費又は第十四条に規定する準備金の積立てに充てるための資金として積み立てなければならない。

（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）

第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であつて、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。

2 5 [略]

(基本計画)

第十九条 [略]

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 [略]

三 次に掲げる団体の選定に係る基準及び手続に関する事項

イ 民間公益活動を行う団体であつて、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（ロの資金分配団体及びハの活動支援団体を除く。以下「実行団体」という。）

ロ 実行団体に対し助成等（これらに付随する助言又は派遣（民間公益活動の実施のための助言又は民間公益活動に関する知識及び経験を有する者の派遣をいう。以下同じ。）を含む。）を行う団体であつて、当該助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（以下「資金分配団体」という。）

ハ 民間公益活動を行う団体又は民間公益活動を行おうとする団体若しくは個人に対し助言又は派遣（休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等に付随するものを除く。）を行う団体であつて、当該助言又は派遣に必要な資金について、指

2 5 [同上]

(基本計画)

第十九条 [同上]

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 [同上]

三 次に掲げる団体の選定に係る基準及び手続に関する事項

イ 民間公益活動を行う団体であつて、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（ロの資金分配団体を除く。以下単に「民間公益活動を行う団体」という。）

ロ 民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体であつて、助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるもの（以下「資金分配団体」という。）

[新設]

定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（以下「活動支援団体」という。）

四・五 〔略〕

3・4 〔略〕

（業務）

第二十一条 指定活用団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 資金分配団体に対し、助成等（これらに付随する助言又は派遣を含む。）の実施に必要な資金について助成等を行うこと。

二 活動支援団体に対し、助言又は派遣（休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等に付随するものを除く。）の実施に必要な資金について助成等を行うこと。

三 実行団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。

四 資金分配団体又は実行団体に対し、第一号又は前号の業務に付随する助言又は派遣を行うこと。

五〽八 〔略〕

2 指定活用団体は、前項第三号の業務を行うときは、金融機関その他の団体に対し、その一部を委託することができる。

（民間公益活動促進業務の適正な実施等）

四・五 〔同上〕

3・4 〔同上〕

（業務）

第二十一条 指定活用団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。

〔新設〕

二 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。

〔新設〕

三〽六 〔同上〕

2 指定活用団体は、前項第二号の業務を行うときは、金融機関その他の団体に対し、その一部を委託することができる。

（民間公益活動促進業務の適正な実施等）

第二十二條 〔略〕

2 資金分配団体、活動支援団体及び実行団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画並びに助成等の目的に従って誠実にその事業を行わなければならない。

3 指定活用団体は、前項の事業が適正に遂行されるよう、前条第一項第一号の業務を行う場合にあつては資金分配団体を、同項第二号の業務を行う場合にあつては活動支援団体を、同項第三号の業務を行う場合にあつては実行団体を、それぞれ監督しなければならない。

4 資金分配団体は、実行団体が休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、実行団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする。

5 資金分配団体、活動支援団体及び実行団体の決定は、公募の方法により行うものとする。

(民間公益活動促進業務規程)

第二十三條 〔略〕

2 民間公益活動促進業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 資金分配団体、活動支援団体及び実行団体の選定の基準、助

第二十二條 〔同上〕

2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画並びに助成等の目的に従って誠実にその事業を行わなければならない。

3 指定活用団体は、前項の事業が適正に遂行されるよう、前条第一項第一号の業務を行う場合にあつては資金分配団体を、同項第二号の業務を行う場合にあつては民間公益活動を行う団体を、それぞれ監督しなければならない。

4 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するよう、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする。

5 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行うものとする。

(民間公益活動促進業務規程)

第二十三條 〔同上〕

2 民間公益活動促進業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準、助

成等の申請及び決定の手續その他助成等の方法

二 〔略〕

3 〔略〕

附則

(民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費に係る特例)

第三条 第二十条第一項の規定による指定がされた日から同日以後十年を経過する日の属する指定活用団体の事業年度の末日までの間は、第二十七条第一項中「経費(人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く。)」とあるのは、「経費」とする。

成又は資金の貸付けの申請及び決定の手續その他助成又は資金の貸付けの方法

二 〔同上〕

3 〔同上〕

附則

(民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費に係る特例)

第三条 第二十条第一項の規定による指定がされた日から同日以後五年を経過する日の属する指定活用団体の事業年度の末日までの間は、第二十七条第一項中「経費(人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く。)」とあるのは、「経費」とする。